

## 令和6年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会成年後見専門分科会 議事要旨

- ◇ 日 時 令和6年9月6日（金） 14時00分～15時30分
- ◇ 場 所 神戸市中央区役所8階 802・803会議室
- ◇ 報 告 (1) 神戸市における成年後見制度等の利用状況  
(2) 市民後見人候補者の養成
- ◇ 協議事項 身寄りのない高齢者への支援

### ◇ 主な意見

#### 1. 報告(1) 神戸市における成年後見制度等の利用状況

○P3「成年後見利用支援事業」は、途中で支援を終了した方や新規の方を含めた数字か。

●当事業は「後見報酬助成」が大半を占めており、家庭裁判所からの報酬の審判決定後に、報酬を支払う資力が乏しいご本人に対して助成を行っている。継続的に報酬助成を必要とする方や新規で報酬助成を必要とする方が、ご本人が亡くなる等で報酬助成を必要としなくなった方よりも多くなっているため、助成件数が伸びているという状況だ。

○P6「権利擁護施策（令和6年度の取り組み予定）」の中で、相談の強化という項目があるが、どのような内容の相談が多いのかがわかれば、どんな形で相談支援を強化していくべきかイメージが湧きやすい。

●相談内容は、神戸市成年後見支援センター及び安心サポートセンターでカテゴリーに分けて記録しているが、この場で示すのは難しい。次回以降の分科会では、どのような相談内容が多かったのかがわかるような資料にする。

○承知した。相談頻度の高い内容・制度がわかれば、市民後見人やセンター職員のスキルアップするべき部分を明確にできると思う。

○三士会では、以前から後見開始後の「送付先変更窓口一元化」を強く要望しているが、進捗はどうなっているか。

●神戸市としても重要な課題だと認識している。ワンストップは、成年後見関係に限らず全市統一的にデジタル化あるいはスマート化を検討していくべきところであるため、毎

年、この課題への対応を関係部局（具体的には、区役所の受付対応・スマート窓口の観点から、企画調整局デジタル戦略部、地域協働局区役所課）と協議をしている。

しかし、全市統一的な取り扱いがまだ進んでおらず、区役所のスマート化も進んでいないというのが現状である。

○神戸市は、市民後見制度が開始時は非常に先駆的な取り組みをしており、成年後見に関しては率先した取り組みを行う市町であったのに、送付先変更窓口の一元化については、遅れている印象がある。兵庫県の近隣の市町でも、全国的にも、送付先変更窓口一元化の動きは進んでおり、静岡県の磐田市では、オンライン申請もできる流れになっている。取り組みに乗り出すのが遅れたのであれば、神戸市には一気に前に出るような施策を、スピード感を持って行ってほしい。兵庫県内の大きな市町も送付先変更窓口一元化に向けて動き出すと聞いているため、「神戸市の規模が大きい」というのも理由にならない。神戸市には先進的な都市であってほしいと思っているため、ぜひお願いしたい。

○銀行協定の内容について、神戸市に住んでいる人が、神戸市外の支店を利用する場合は対象になるのか。

●基本的には、神戸市内の支店に口座をお持ちの方が、口座がある支店でお手続きをされる場合に銀行協定の対象になる。

○銀行協定の協定内容は3つあるが、後見人の銀行での手続きが円滑に進むように働きかけるとするのは、この内容に含まれているのか。

●そのような内容が明記されていないが、「制度の利用促進」という大きな目標を掲げた協定であるため、利用促進の取り組みとして、後見人が窓口に来た際のスムーズな対応について協定先の金融機関と話をするというのはできると思う。

○支店（後見人が手続きできる窓口）が減っている中で、神戸市の西区や垂水区の方に関しては、○○銀行からは明石支店に手続きに行くように言われている。協定内容や対応についての共有を近隣の支店にもお願いしてほしい。

●ご指摘の通り、特に市境にお住まいの方は、近隣の市町村にある支店を利用される方が多いと思う。また、それによって、後見人が窓口でスムーズに対応してもらえず不便な思いをすることもあると思われる。今後、協定先の金融機関と定例会等を開催する際には、何らかの対応をしてもらえるかも含めて協議していく。

## 2. 報告（2）市民後見人候補者の養成

○P7 市民後見人「候補者名簿登録者数」について、平成28年以前の登録者数の割合が少ないのは、登録の更新の際に更新をしない人が多い等の理由なのか。

●養成研修修了から時間が経つと、市民後見人候補者で定年を超える方が増えるというのと、お仕事や家庭の事情に変化があり、登録を辞退される方がいるからである。

## 3. 協議事項 身寄りのない高齢者への支援

○そもそも、事業の予算等も必要になってくると思うが、「身寄りのない高齢者」への事業の対象者はどのように把握するのか。本人の申出によって事業の対象者となるのか等、事業の入り口をどのように想定しているのか。

●「身寄りがない」といっても、天涯孤独で親族が全くいないという方から、親族と疎遠になって頼ることができない方、また、親族が遠方に住んでいて頼ることが難しい方まで様々なパターンが考えられる。そのため、対象者の数を神戸市で把握・限定するのではなく、「頼る人がいない」等の相談を受けて、その相談に対して対応ができるようにする形を考えている。

○そういうことであれば、やはり事業の周知、支援できる内容のアピールをした上で、市民が相談をしてくるところから「身寄りのない高齢者への支援」が始まっていくという想定なのか。

●そうである。身寄りのない高齢者への支援を始めるに当たっては、周知等はしていかなければならないと思っている。

○「身寄りのない高齢者への支援」は難しい問題だ。様々なパターンの身寄りがない高齢者の方がいる中で、例えば病気になった場合、病院から保証人がいないと入院を認めない等と言われてしまったり、施設等で亡くなった場合に、誰が施設代を支払うのかのという問題があったり、火葬をする人はどうするのか、火葬後のお骨はどうするのか、賃貸物件に住んでいた方であれば、片付けは誰がするのか等、多くの問題が複合的に関わってくる。

身寄りのない高齢者の方は、このような問題をととても心配しており、逆にそこにいろいろな組織が付け込んで「保証人ビジネス」で金銭を搾取するような現象も起きている。

そのような難しい問題ではあるが、どういうことを神戸市にしてほしいか意見を委員の

皆さんから言ってほしい。

○一定の大きな金額、財産を持っている方は、任意後見契約の中で、亡くなるまでについては財産管理委託契約、亡くなった後については死後事務委任契約を結び、遺言を作成しておけば、生前から死後までサポートを受けることができる。そういう意味では、ある程度財産がある人には「任意後見契約で死後事務までフォローできる」ということも含めて積極的な啓発活動をしたら良いと思う。

ただ、本日の神戸市の提案は「身寄りのない高齢者」の中でも、資力があまり多くない人を想定していると理解している。資力がない方への事業については、3つの課題があると思う。

1つは、死後事務をする場合に「誰が死亡届を出すのか」という点である。

任意後見契約を締結している場合は、受任者が死亡届を出すことができるが、身寄りがなく、任意後見契約を結んでいない場合は、死後事務委任契約を事業者等と結んでいても、死亡届が提出できず、対応が進められない。そうすると、施設の家屋管理人や病院の方が死亡届の提出をせざるを得ないが、それもできない場合に墓埋法を利用した、資料に記載されているような取り組みをしているのだろう。そもそも埋葬法を積極的に使用していくのであれば、入り口から埋葬法で進めていけば良い。このあたりの問題は、全国的な行政課題であるため、柔軟な届出、行政としての柔軟な対応ができるように、国に対して要求していただきたい。

また、任意後見契約は監督人も付くため費用がかかることが課題なのであれば、任意後見契約の内容を軽くする契約条項を絞り込む等の工夫はできるのではないか。

2つ目の課題は、死後事務を行う場合の預託金の処理である。一定の財産を生前に預かっている場合、この処理を適切に行えるかが、非常に怖い。

3つ目は、先ほどの預託金にも繋がるが、誰が監督するのかという点。

身寄りのない高齢者が亡くなると、お金を託された人を監督する者がいない状態で、死後事務を執行していくことになる。成年後見リーガルサポートでは、そのよう事務を行う際には、報告を求め監督をする体制を取っている。

資料にある「終活支援優良事業者認証事業」のように何かの基準（資格や専門性等）をもって認証すればいいという問題ではなく、その事業者が適切な契約を行っているかを監督する必要があると思う。

●死亡届の問題は、先行事業の「エンディングプラン・サポート」で課題としてあがっていた。家主や病院の協力を得られず、死亡届を出す人がいない場合は、福祉事務所長が代わりに手続きする形になる。この問題は、今後国へ要望していかなければならない部分であると考えている。

●また、おっしゃる通り、資力の有無で支援の仕方は変わってくると考えている。一定の財産のある方は、任意後見契約等を自分で選択できるため、その周知を進めていくことができれば良いと思っているが、やはり課題となるのは資力のない方である。葬儀への対応でいうと、現在行っているエンディングプラン・サポートで支援していくことになる。葬儀以外の部分について、今後どのような事業を進めていくかを検討していかなければならない預託金の管理・処理の問題も課題であると考えている。神戸市として事業の方向性を考えるにあたり、本人が生前に準備したことをどうすれば本人の意思に沿った形で確実に履行できるのかということも、検討課題としている。

○周知のために広報をする上で「エンディングノート」という名称は、少し暗い印象を受ける。弁護士会では「ライフプランノート」という名称にしている。

○終活情報登録制度も、結構大事な話だと思うが、具体的にどのような内容なのか。

●エンディングプラン・サポートも先行していた横須賀市が先進的に取り組んでいる制度である。主に2つの機能がある。

①エンディングプラン・サポートが漏れなく、確実に実施できる

エンディングプラン・サポートを申し込んでいることが認識されないまま墓地埋葬法が適用されてしまうなど、本人が望んでいなかった形の葬儀になることを防ぐことができる。

②緊急連絡先の登録

緊急連絡先を登録しておけば、病院に搬送された場合など、病院等が登録内容を照会し、登録している親族に連絡ができるため、親族がいることがわからず、親族に連絡がいかないまま火葬等を行ってしまうこと等も防ぐことができる。

○葬儀会社等と契約をして、契約金の支払もしているのに、本人に関わっている人達がそれを知らずに、別の葬儀会社に依頼してお金を支払ってしまうことも結構ある。そのような問題も登録することによって防ぐイメージなのだろう。

この登録制度をする場合、そんなに予算をかけずにできるのか。

- どういったやり方であるかによって費用は変わってくる。登録するためのシステムを導入するのであれば、システム開発などにも費用がかかる。

- 全国的なレベルになるが、一番の懸念は「どんな業者が身寄りのない高齢者の市場に参入しているかわからない」という点。

福祉サービスを営利企業が行うため、昨今は、本人の資力の有無に関わらず、多額の搾取や虐待、権利侵害が起こっている。これは国の建付け根本の問題だと思うので、ぜひ国に働きかけてほしい。だからといって全て行政がすべきだとは思わないが、一定の基準の設置や監視・報告体制の整備といった部分は、公がきちんと関わってほしい。

- 今の意見は非常に大事だと思う。「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」についても、民業圧迫という観点から、事業者が本人から遺言でお金を受け取ること自体は否定していない等、ガイドライン自体がとても緩いものになっている。ガイドラインで禁止されていないから許されているという方向で動いてしまうと、ガイドラインの作成が悪い結果を招きかねない。

事業を進めるにあたって、民業圧迫への配慮は必要だが、高齢者の本人支援という立場をきっちりと示すということ希望する。

- P10「神戸市の行政による埋火葬数」には後見人等がいても生活保護受給者で埋火葬された人も含まれると思う。本当に身寄りのない方で行政による埋火葬になった方の数はどのくらいなのか。

- 生活保護の方で埋火葬になったものは墓地埋の中にはカウントしていないが、墓地埋のうち、後見人等も付いていない本当に身寄りのない方がどのくらいの数になるのかはわからない。

ただ、墓地埋の数は全国的に増加傾向にあるようで、親族に連絡を取っても、引き取ってもらえないことが昔に比べて明らかに増えたという自治体の声も聞いた。

- 身寄りのない高齢者への支援というのは重要だが、当事者の立場から見ると、身寄りのないというだけで非常に孤独なのに、そのような話をされると「身寄りがないから自分で始末をつけろ」という風を感じるかもしれない。そのように感じてしまうと、気持ち

が後ろ向きになるし、自分の希望することの意思表示や登録制度の利用についても気が乗らなくなるだろう。

支援をしていくときには、支援事業と併せて「生前の周囲・地域とのつながり作り」もできるということをセットで周知をしていかないと上手くいかないと思う。

○民業圧迫の観点から難しいこともあると思うが、神戸市社会福祉協議会で死後事務受任事業をする可能性はないのか。

●神戸市社会福祉協議会としては、身寄りのない高齢者の支援事業が具体化することになれば、何らかの連携・協力をするのは当然あると思う。その上で、どこのパートを担うのか、何をしていくかというのは、今後議論していくことになるため、今の段階ではわからない。

○民生委員をしている立場から意見を言うと、行政だけでなく社協も含めて地域全体で、高齢者の方がその人らしく生きていけるサポート体制があっても良いと思う。身寄りのない高齢者の方が地域と繋がっていく道を作っていくために民生委員のような地域の人材を生かすという方法も、やり方の1つとして考えの中に入れておく必要がある。

○実際に現場で対応している中で1番困っていることは、やはり資力のない人の身元保証である。あんしんすこやかセンターとしても公正中立な立場で、どの事業者を相談者に紹介して良いのかがとても悩ましい。神戸市が基準・要件の制定、事業者の認証をしてくれると、あんしんすこやかセンターとしても高齢者の方に選択肢を提示しやすい。

○死後事務受任事業や身寄りのない高齢者専用の終活相談窓口があれば良いと思う。これは、神戸市で現時点ではしてないということで合っているか。

●死後事務受任事業については、行っていない。

相談窓口については、市社協において、権利擁護全般については安心サポートセンター、成年後見については神戸市成年後見支援センターがある。類似の問題の相談窓口はあるが、終活の問題全てを相談できる窓口はないという状況である。